

高校生を対象とした 有権者教育

〔問合せ先〕

習志野市選挙管理委員会事務局

☎047-453-9215



習志野市では、去る6月19日に公布された公職選挙法等の一部を改正する法律により、選挙権年齢が「満18歳以上」に引き下げられたことを受けて、今後、以下のとおり「高校生を対象とした有権者教育」に取り組んでいく。

1 基本方針

未来を担う高校生の政治意識を育むために、選挙管理委員会、高校を含む教育委員会、市議会及び市が一体となって、有権者となる若者の責務と期待に焦点をあてた出前講義による有権者教育を実施する。

(1) 内容

- ・講義は1時間程度とし、選挙管理委員会事務局と高校の担当者（社会科担当教諭など）で計画する。
- ・有権者の責務については、クイズ形式を取り入れるなど、高校生が具体的に想起しやすい説明とする。

【例題】

部活終了後、全部員で期日前投票に行くこととしていました。

当日、A君が親友のB君に入場券とメモを渡し、「今日、急用で行けなくなったから、代わりにメモに書いてある人に投票してきてよ。後でアイスを奢るからさ。」と頼んできました。

【回答】

B君は、①親友の頼み事だから引き受ける。

②親友の頼み事だからアイスを奢ってもらわなくても引き受ける。

③「後で投票に行きなよ。」と断る。

- ・被選挙権に関する説明を組み入れ、市長や市議会議長の体験談が聴ける場面も設定する。

(2) その他

- ・選挙管理委員会及び明るい選挙推進協議会の選挙啓発事業を兼ねる。
- ・上記により、出前講義には両会委員も参加する。
- ・将来は、対象範囲を大学生や中学生へと拡大し、若年層への選挙啓発を図っていく。

2 年次計画

各高校は、すでに本年度のカリキュラムが確定していることから、次年度以降の継続を見据えたものとする。

(1) 平成27年度

- ・選挙権年齢が「満18歳以上」となるのは、来年7月に予定されている参議院議員通常選挙からと想定されることから、対象を高校2年生及び3年生とする。
- ・高校教育のカリキュラムとして位置付ける。(総合的学習など)

【実施スケジュール】

○平成27年9月30日(水) 7時間目(15:20-16:10)

千葉県立津田沼高等学校

○平成27年11月4日(水) 5時間目(13:10-14:10)

千葉県立実籾高等学校

○平成28年3月24日(木) 午前

習志野市立習志野高等学校

※東邦大学附属東邦高等学校は平成28年度から実施する。



(2) 平成28年度以降

- ・当面は、平成27年度の内容を継承していく。
- ・前年度中に、選挙日程を考慮したうえで、高校のカリキュラムに位置付けてもらう。
- ・内容の更なる充実を図るべく、高校生の投票事務への従事を企画する。